

訪問介護事業所（介護予防事業所）運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社アクセスが開設するアクセス訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

名称 アクセス訪問介護ステーション

所在地 東京都大田区蒲田本町2-2-1 マネジメントビル3階

電話 03-5713-0762

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護等の提供にあたるものとする。

2 サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

3 訪問介護員等 ヘルパー2級または初任者研修修了者以上 7名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間、休日は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。

営業時間 午前9時から午後6時までとする。

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

休日 毎週日曜日、年末年始(12月30日から翌年1月3日)

(指定訪問介護等の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割とする。

身体介護

- ・ 食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位交換 等

生活援助

- ・ 買物、調理、掃除、洗濯 等

その他のサービス

- ・ 介護相談 等

① 認定区分が要介護の場合

| | | | | |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 身体介護 | 20分未満 | 20分以上 30分未満 | 30分以上 60分未満 | 60分以上 90分未満 |
| | 1,858円 | 2,781円 | 4,411円 | 6,463円 |
| 生活援助 | 20分以上 45分未満 | | 45分以上 | |
| | 2,040円 | | 2,508円 | |

※基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)帯は上記料金の25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は同50%増し。

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とする。

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となる。(法定の基準)

※人材の質の確保や訪問介護員の活動環境の整備、中重度への対応などを行っている事業所について基本料金に対して20%または10%の加算がある。(法定の算定要件あり)

②要支援または事業対象者の場合

| 利用者の 要介護度 | 基本利用料 |
|--|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2 | 3,602円（1回につき） |

③その他

※ 初回加算

当事業所のサービスを新規または2ヵ月以上ご利用されていない場合の再開等に
加算 負担額 228円/月

※ 緊急時加算

ご利用者様の要請と介護支援専門員が認めた居宅サービス計画にない訪問介護（身
体介護）を行なった場合に加算 負担額 114円/月

※ 生活機能向上加算

指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士などと生活機能の向上を目的と
した訪問介護計画書を作成し、計画に基づく指定訪問介護を行った場合に加算 負
担額 114円/月

※ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

利用した単位数に地域加算（東京都：11.4）を掛け22.4%を乗じた額

※ 利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、介護保険事業等の法定代理受領サー
ビスである時には、その額の1割、2割、3割とする。

また、介護保険関係法令や医療保険関係法令などの法令の改正により、利用料金が
変更された場合は、各関係法令の変更に従って変更する。

④ 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴
収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

| | | |
|---|----------|------|
| 1 | 1 km 以内 | 無料 |
| 2 | 3 km 以内 | 300円 |
| 3 | 5 km 以内 | 400円 |
| 4 | 10 km 以内 | 500円 |
| 5 | 10 km 超 | 700円 |

⑤ キャンセル料金

| | | | |
|------|------|-----------------|--------|
| 前営業日 | 午後6時 | までに、ご連絡頂けた場合 | 無料 |
| 前営業日 | 午後6時 | までに、ご連絡頂けなかった場合 | 2,200円 |

(身体拘束)

第7条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情相談)

第9条 当社の指定訪問介護に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情窓口

窓口 アクセス訪問介護ステーション管理者

電話 03-5713-0762

※当社以外に、区市町村等の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

大田区福祉部介護保険課介護サービス担当 03-5744-1655

東京都国民健康保険団体連合会（介護相談窓口） 03-6238-0177

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は大田区とする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 年12回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 透明性かつ健全なサービスの提供に資するため、利用者またはその家族等から情報の開示があった場合には、閲覧できる体制とする。
- 5 利用者の人権擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等について、担当者を定め行う。

- 6 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等取り組む。
- 7 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じるものとする。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。また、定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。
- 8 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取り組みについて、介護サービス情報公表制度において公表する。
- 9 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。
- 10 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アクセスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

改定履歴

平成25年4月1日

平成30年4月1日

令和元年10月1日

令和5年5月1日

令和6年4月1日

令和6年6月1日